

令和6年11月15日
消 防 庁

「火災予防分野における技術カタログ」に掲載する 新たな点検技術の公募

消防庁では、消防法令に基づく防火対象物、防災管理対象物、消防用設備等の定期点検について、効果的に点検の目的を達成できるよう、従来の点検方法にとらわれず、デジタル技術等を活用した新たな点検技術を取り入れるべく、「火災予防分野における技術カタログ」※に掲載する技術の公募を実施しますのでお知らせします。

1 公募の対象等

(1) 対象者

定期点検に活用できる新たな点検技術を保有する企業、消防用設備等メーカーなど

(2) 対象とする技術

次に掲げる点検に活用できる新たな点検技術

- 消防法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検
- 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検
- 消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検

その他詳細については、別紙1「公募要領」をご参照ください。

2 応募方法

(1) 応募書類

所定の応募書類の電子ファイルを提出してください。

応募書類の作成に際しては、別紙2「応募書類の作成要領」を必ずご確認ください。

(2) 提出先

下記メールアドレスあてに電子ファイルを送付してください。

E-Mail: yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

添付ファイルの容量が大きく、通常の電子メールで送付できない場合は、ご相談ください。

(3) 募集期間

令和6年11月15日（金）～ 12月27日（金）正午

3 応募された技術の評価方法

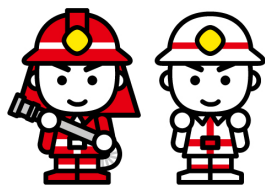
応募された技術は、事務局にて書類審査を行った後、外部の有識者等により構成する「火災予防分野における点検技術評価会議」において審査し、「火災予防分野における技術カタログ」への掲載の適否を判断します。

なお、当該会議は毎年度1回程度開催することを予定しています（令和6年度の開催日程は今後調整）。

※ 火災予防分野における技術カタログ

「火災予防分野における点検技術評価会議」において、応募された技術の点検基準に対する適合性の評価を実施し、一定の点検項目において代替することができるものとして、点検基準に対する適合性を有すると認められた技術を「火災予防分野における技術カタログ」としてとりまとめています。当該カタログは、消防庁ホームページにて公表しています。（掲載ページ URL）<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

令和6年11月1日現在、令和5年度の評価会議において適合性を認められた3件の技術が登録されており、今後も評価会議において適合性を認められた技術を適宜追加してまいります。



消太

（連絡先）

消防庁予防課

担当：西田、辻、宮崎、山崎

電話：03-5253-7523

Mail：yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を

「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

「火災予防分野における技術カタログ」に掲載する新たな点検技術 公募要領

1. 目的

消防庁では、消防法令に基づく消防用設備等、防火対象物、防災管理対象物の定期点検について、効果的に点検の目的を達成できるよう、従来の点検方法にとらわれず、デジタル技術等を活用した新たな点検技術を取り入れていくこととしています。

本公募の実施により技術を収集し、点検基準への適合性等が認められる新たな点検技術については、消防庁ホームページにて公表している「火災予防分野における技術カタログ」に掲載して周知することを目的としています。

2. 公募の対象等

(1) 対象者

定期点検に活用できる新たな点検技術を保有する企業、消防用設備等メーカーなど

(2) 対象とする技術

次に掲げる点検に活用できる新たな点検技術

- 消防法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検
- 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検
- 消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検

(3) 必須要件

応募する技術が以下の3つの要件を満たすことについて、応募者にて十分な検証を行い、根拠をもって説明できるようにした上で応募するようお願いいたします。

- 対象となる点検の基準の項目を確認できること
- 周囲の人員や物品に危害を及ぼさないこと
- 既存の設備の機能に悪影響を及ぼさないこと

(4) 新たな点検技術の例

- 自動的に電圧値や水位などの数値等を計測する機能（自動試験機能）
- センサー等により機能等の異常時にアラートを発する機能（監視機能）
- カメラ等による映像の撮影・記録機能（監視機能）
- 海外で既に実装されている自動試験機能や監視機能 など

上記はあくまで例示であり、これらに類似する技術の応募に限定するものではありません。

3. 応募方法

(1) 応募書類

以下の書類の電子ファイルを提出してください。

■火災予防分野における新たな点検技術 応募様式 (Microsoft Word ファイル)

■その他参考資料 (PDF ファイル等)

応募書類の作成に際しては、別紙2「応募書類の作成要領」を必ず確認してください。なお、提出された応募書類は、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(2) 提出先

下記メールアドレスあてに電子ファイルを送付してください。

E-Mail: yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

添付ファイルの容量が大きく、通常の電子メールで送付できない場合は、ご相談ください。

(3) 募集期間

令和6年11月15日(金)～12月27日(金)正午

4. 応募された技術の評価方法

応募された技術は、事務局にて書類審査を行った後、外部の有識者等により構成する「火災予防分野における点検技術評価会議」(以下「評価会議」という。)において審査し、「火災予防分野における技術カタログ」への掲載の適否を判断します。

なお、書類審査及び評価会議を実施する前に、応募された技術の詳細について確認するため、応募書類の修正や追加資料の提出を事務局から個別にお願いする場合があります。

(1) 書類審査

応募書類を事務局にて審査し、評価会議に供する案件を選考します。

(2) 評価会議

① 応募者によるプレゼンテーション

応募された技術について、応募書類に基づき応募者から説明(各技術10分程度)し、その後質疑応答(各技術10分程度)を行います。

プレゼンテーションの資料は、応募書類を用いることも、プレゼンテーション用のスライドや動画資料を使用することも可能です。

なお、発表時間等は、現時点の目安であり、応募件数に応じて変更になる場合もあります。

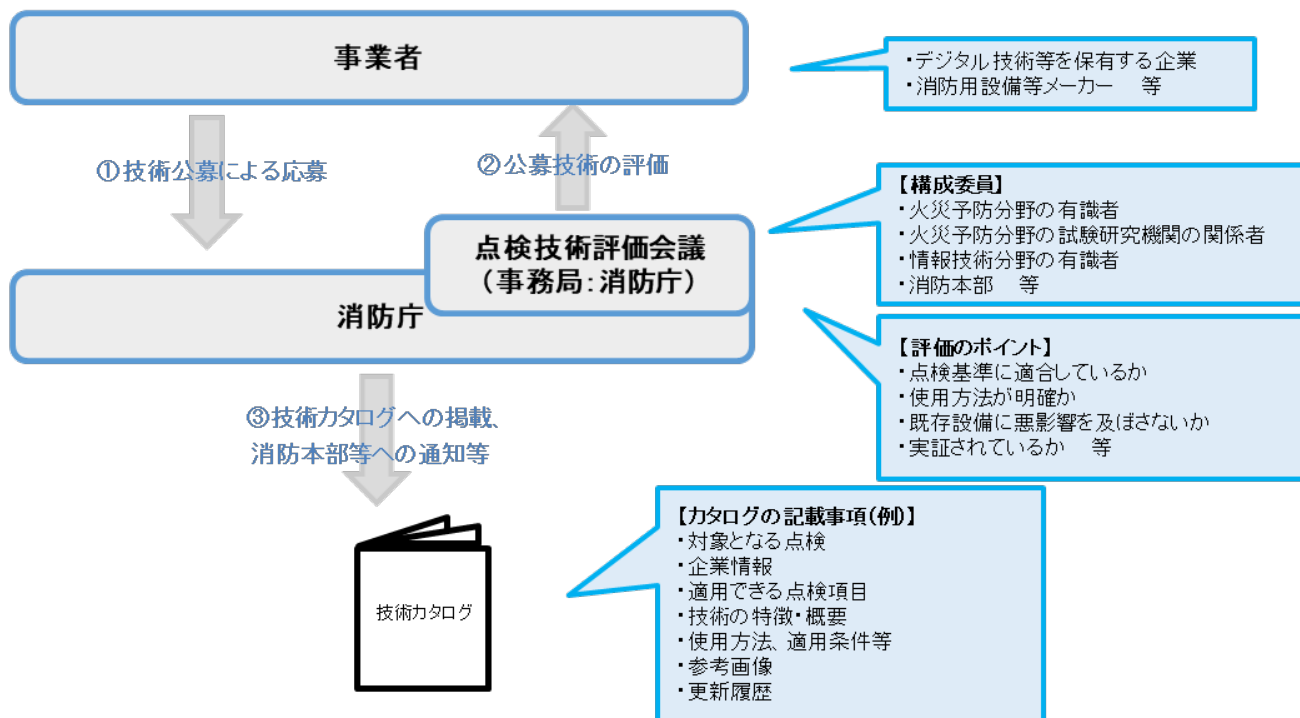
② 評価会議の構成員による審査

評価会議は非公開で行います。

評価会議の構成員のうち、個別の案件と利害関係があると考えられる者は、評価の公平性のため、当該案件の評価から除外します。

評価会議の構成員は、取得した一切の情報を、構成員としての任期だけでなく、その後においても第三者に漏洩しないこと等の秘密保持を遵守することを義務付けています。

技術カタログ掲載までの流れ（イメージ）



5. 新点検技術の公開

評価会議において「火災予防分野における技術カタログ」に掲載することが適当と評価された技術は、消防庁ホームページにて公表している当該カタログに掲載されます。

(掲載ページ URL) <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

6. 問合せ

本件に関する問合せは以下の連絡先までお願いいたします。

総務省消防庁 予防課

TEL : 03-5253-7523

E-Mail : yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

なお、評価途中における経過等についての問合せには応じられません。評価結果は、応募者への通知等によりお知らせします。

「火災予防分野における技術カタログ」に掲載する新たな点検技術 応募書類の作成要領

1. 提出が必要な応募書類

以下の書類の電子ファイルを提出してください。

- 火災予防分野における新たな点検技術 応募様式（Microsoft Word ファイル）
- その他参考資料（PDF ファイル等）

その他参考資料にあつては「3. 評価の観点」で示す評価項目について、応募様式に書き切れない内容（安全性を確認するために実施した実証実験の結果等）を補足できるものをご提出ください。

2. 作成要領

応募様式の各欄に記載する内容は以下のとおりです。

■応募者

応募者の情報を記載してください。

■共同応募者

複数社共同で応募している場合にあつては、前項の応募者以外の共同応募者の情報を記載してください。3社以上での共同応募の場合は、3社目以降は別紙に記載し添付してください。

■連絡担当窓口

事務局との連絡担当窓口となるご担当者様の情報を記載してください。原則として、事務局からは当欄に記載された電話番号、メールアドレスあてにご連絡します。

■技術名称

30字以内程度で応募する技術の内容、特徴等が容易に理解できるものとしてください。

■対象となる点検

応募する技術を活用することができる点検の種別を選択してください。

■消防用設備等の認定等種別（消防用設備等点検を対象とした技術のみ）

消防用設備等に搭載された機能等を、新たな点検技術として応募する場合、選択肢の中に該当するものがあれば選択してください。なお、選択肢として挙げている認定等はそれぞれ以下の制度を指します。

- ・ 検定 : 消防法第21条の2に規定する日本消防検定協会による検定
- ・ 認定 : 消防法施行規則第31条の4に規定する登録認定機関による認定
- ・ 自主表示 : 消防法第21条の16の2に規定する自主表示
- ・ 品質評価 : 消防法第21条の36第1項第6号に規定する日本消防検定協会による品質評価

- ・ 特定機器評価：消防法第 21 条の 36 第 1 項第 6 号に規定する日本消防検定協会による評価
- ・ 性能評定：一般財団法人日本消防設備安全センターによる性能評定
- ・ 鑑定：日本消防検定協会による鑑定（平成 25 年 3 月 31 日に廃止）

■改造等に係る対応（消防用設備等点検を対象とした技術のみ）

前項の消防用設備等の認定等種別で該当するものがある場合、当該機能の搭載に伴い改造等を行っていただければ、該当するものを 1 つ選択してください。また、自動点検機能、監視機能などの改造等を施している場合は、認定等の継続の可否についての議事録を添付してください。

■応募する技術を適用できる点検項目

「対象となる点検」に対応する点検要領（下表を参照）のうち、応募する技術はどの点検項目について適用可能か記載してください。

なお、適用できる点検項目が多岐にわたり、応募様式の欄に書き切れない場合は、別紙を添付してください。

対象となる点検	対応する点検要領
消防用設備等点検	「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号）
防火対象物点検	「消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号）
防災管理点検	「消防法施行規則第 51 条の 14 で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 37 号）

■特徴・概要

応募する技術の特徴・概要について記載してください。当該技術を導入することにより、従来の点検方法に比べ、いかに効率化等に寄与できるかという観点を盛り込んでください。

記載する内容や分量については「火災予防分野における技術カタログ」に掲載されている新たな点検技術の「特徴・概要」の欄を参考にしてください。

（参考 URL）<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

■点検基準の項目を確認できることの検証結果

応募する技術は、点検基準で確認を求めている事項について、従来の点検方法と同等以上に確認できる技術であるかについて検証した結果を説明してください。

実証実験等を行っていただければ、その結果等を別紙として添付してください。

■周囲に危害を及ぼさないことの検証結果

応募する技術を使用して点検を実施することにより、火災や事故のリスクが著しく増加するなど、周囲の人員や物品に危害を及ぼさないかについて検証した結果を説明してください。

実証実験等を行っていただければ、その結果等を別紙として添付してください。

■消防用設備等に悪影響を及ぼさないことの検証結果（消防用設備等点検の場合のみ）

応募する技術を使用して点検を実施することにより、消防用設備等に悪影響が及ぼさないかについて検証した結果を説明してください。

実証実験等を行っていれば、その結果等を別紙として添付してください。

また、応募する技術を搭載した状態で製品として認定等を受けた事実、その販売期間と販売数など実績をもとにご説明いただいても構いません。

■使用方法・適用条件等

以下の各項目について記載してください。使用方法等を解説するのに適宜画像を貼付しても構いません。

- ・使用方法
- ・本技術を使用した点検方法の例
- ・適用条件
- ・資格要否
- ・点検実施に必要な人数
- ・不具合時のサポート体制
- ・機器の校正
- ・その他

記載する内容や分量については「火災予防分野における技術カタログ」に掲載されている新たな点検技術の「使用方法・適用条件等」の欄を参考にしてください。

（参考 URL） <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/technology/catalog.html>

■技術詳細 URL

応募する技術のカタログ等を掲載している Web ページがあれば貼付してください。

3. 評価の観点

評価会議では、主に以下の観点について評価を行います。以下の観点で評価を受ける前提で、応募様式に書き切れない内容があれば、補足できるもの（安全性を確認するために実施した実証実験の結果等）をご提出ください。

■点検基準の項目を確認できるか

応募する技術は、点検基準で確認を求めている事項について、従来の点検方法と同等以上に確認できる技術であるか。

■周囲の人員や物品に危害を及ぼさないか

応募する技術を使用して点検を実施することにより、火災や事故のリスクが著しく増加するなど、周

困の人員や物品に危害を及ぼさないか。

■消防用設備等の機能に悪影響を及ぼさないか（消防用設備等点検の場合のみ）

応募する技術を使用して点検を実施することにより、消防用設備等の機能に悪影響を及ぼすおそれがないか。

■使用方法が明確になっているか

応募する技術の使用法や使用できる条件等が明確であるか。

■現場で実用に足るか

実際の点検の現場で使用できることが根拠をもって示されている又は関連する他分野で実用されている実績があるか。

■点検の効率化等に寄与するか

応募する技術を使用して点検を実施することにより、従来よりも高い精度で確認ができる、短時間で点検を実施できる、省人化を図れるなど、効率化等に寄与すると考えられるか。

応募する技術を適用できる点検項目	
特徴・概要	
点検基準の項目を確認できることの検証結果	
周囲に危害を及ぼさないことの検証結果	
消防用設備等に悪影響を及ぼさないことの検証結果※3	
使用方法・適用条件等	<p>【使用方法】</p> <p>【本技術を使用した点検方法の例】</p> <p>【適用条件】</p> <p>【資格要否】</p> <p>【点検実施に必要な人数】</p> <p>【不具合時のサポート体制】</p> <p>【機器の校正】</p> <p>【その他】</p>
技術詳細 URL	
その他参考画像等	

※3 消防用設備等点検を対象とする技術のみ要回答。